

# 生活飲用水（地下水）設備補助のご案内

## 生活飲用水設備の設置補助

【生活飲用水供給設備設置整備事業】

生活環境の改善を図るため、飲用水供給設備を新設した方に、その新設に要した費用の一部を補助します。

### ■ 対象者

上水道未給水区域（月新水道企業団の給水区域以外）で住宅用の飲用水給水設備を新設される方

※ 新築のほか住宅の改修や改築、既設の地下水が枯渇や汚染等したことに伴い、飲用水給水設備が必要となった方で町内業者へ設置を依頼する方を対象とします。

※ 町税等を滞納している方は補助の対象としていません。

### ■ 補助金額

生活飲用水供給設備を設置するために必要な次の工事費用の3分の1以内の額（50万円を限度）

※ 千円未満切捨て

- ボーリング工事
- 取水管工事
- ポンプ設置工事
- 給水管工事
- 電気導線工事
- 貯水タンク設置工事



### ■ 申請方法

○ 工事を開始する前に補助金の申請を行う必要があります。

○ 年度内（3月末）に工事が完了し、実績報告できるものが対象になります。（予算の範囲内で補助を行いますので、年度末など予算の都合により補助できない場合があります。）

○ 申請には次の書類が必要です。申請書は役場住民課生活環境係に備え付けてありますので、事前にお問い合わせください。

- ① 印鑑
- ② 工事見積書の写し（費用の内訳が明記されているもの）
- ③ 工事契約書の写し
- ④ 施工図面（平面図）
- ⑤ 工事場所の位置図
- ⑥ 土地の使用承諾書の写し（土地を共同利用する場合や他人の土地に設置する場合）

## 生活飲用水設備の修繕補助

【生活飲用水供給設備修繕費補助】

生活飲用水の継続的な供給を確保するため、平成31年4月1日以降に地下水ポンプ等の修繕をした方に、その修繕に要した費用の一部を補助します。

### ■ 対象者

上水道未給水区域（月新水道企業団の給水区域以外）に居住されている方

※ 販売を目的とした専用住宅に係る修繕は補助の対象としていません。

※ 町税等を滞納している方は補助の対象としていません。

### ■ 補助金額

地下水ポンプおよび付帯設備の修繕に要した費用の2分の1以内の額（15万円を限度）

※ 修繕に要した費用が5万円未満の場合は補助の対象としていません。

※ 千円未満切捨て

### ■ 申請方法

○ 修繕完了後に補助金の申請を行う必要があります。

○ 予算の範囲内で補助を行いますので、年度末など予算の都合により補助できない場合があります。

○ 修繕を行った日から6ヵ月以内に次の書類を提出して申請してください。申請書は役場住民課生活環境係に備え付けてありますので、事前にお問い合わせください。

- ① 印鑑
- ② 施工業者が発行した故障原因、修繕内容を明示した書類の写し
- ③ 代金領収書の写し
- ④ 修繕場所の位置図
- ⑤ 施行状況記録写真（施工前と施工後の写真）

## 滅菌装置の設置補助

### 【地下水滅菌装置設置補助】

飲料水の水質向上を図るため、地下水滅菌装置を設置した方に、その設置に要した費用の一部を補助します。

#### ■ 対象者

原則、上水道未給水区域（月新水道企業団の給水区域以外）に居住し、地下水滅菌装置を設置される方

※ 装置の適正な管理を行える方を対象者としています。

※ 町税等を滞納している方は補助の対象としていません。

#### ■ 補助金額

次の要件を満たした滅菌装置の設置に要する費用（8万円を限度）

※ 千円未満切捨て

○ 給水ポンプに連動し塩素を注入する方式で市販されているもの

○ 塩素濃度0.1mg/毎ℓ以上となるよう調整ができるもの

#### ■ 申請方法

○ 装置を購入する前に補助金の申請を行う必要があります。

○ 年度内（3月末）に設置が完了し、実績報告できるものが対象になります。（予算の範囲内で補助を行いますので、年度末など予算の都合により補助できない場合があります。）

○ 申請には次の書類が必要です。申請書は役場住民課生活環境係に備え付けてありますので、事前にお問い合わせください。

① 印鑑 ② 見積書の写し ③ 設置場所の位置図 ④ 建物所有者の同意書（借家に設置する場合）

#### 【問い合わせ先】

〒061-0592 月形町1219番地 月形町役場住民課生活環境係 TEL 53-2323